



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

Vol.134
5月号

第68回理事会を開催

4月13日(木)午後2時から、宇都宮市のとちぎ福祉プラザ会議室において第68回理事会が開催されました。菊池会長をはじめ理事・監事18名が出席し、諸議題の協議が行われ、その概要は次のとおりです。

【決議・協議事項】

1. 第12回定時社員総会の議案書

定時社員総会に上程予定の諸議案及び議案書等について、原案のとおり定時社員総会に付議することが決定しました。

2. 第12回定時社員総会の開催及び役割分担

新型コロナウィルス感染症が5月8日から5類に変更されるため通常開催とするほか、当日の役割分担やタイムスケジュール等も決定しました。

【報告事項】

1. 令和5年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員

今年度の栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員について報告しました。

2. 会員の異動

入会した会員について説明を行い、4月3日現在の正会員は194社、賛助会員は23社、合計217社であることを報告しました。

3. 今後の日程

主な今後の行事予定について報告しました。

4. 当協会青年部 活動報告

直近の活動内容及び今後の予定等について報告しました。

公益社団法人栃木県産業資源循環協会 第12回定時社員総会

日時：令和5年5月19日（金）15時～（受付14時～）

場所：宇都宮東武ホテルグランデ 松柏（4階）

宇都宮市本町5-12 TEL 028-627-0111

議案：第1号議案 令和4年度事業実施報告について

第2号議案 令和4年度決算承認について

第3号議案 役員の報酬等及び費用に関する規程の一部改定について

報告事項1 令和5年度事業実施計画について

報告事項2 令和5年度收支予算について

ー組織強化の推進についてー

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところですが、4月30日現在、正会員194社・賛助会員23社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

～協会ニュース～

【青年部】 役員会及び全体会を開催しました。

当協会青年部は、4月21日(金)、宇都宮市の宇都宮市中央生涯学習センターにおいて、役員会及び全体会を開催し、諸議題について協議しました。

○役員会 参加者9名

全体会で審議する令和5年度事業実施計画について協議しました。

○全体会 参加者19名

令和5年度実施予定の協会、関東ブロック、全国協議会の各事業に基づく取り組み等について審議しました。

*決議・協議事項

①今後の事業活動

*報告事項

①新規加入部員

②(公社)栃木県産業資源循環協会第12回定時社員総会の開催及び役割担当

③令和5年度栃木県及び宇都宮市の産業廃棄物担当者職員

④令和5年度許可申請等に関する講習会

－青年部に入会しませんか－

青年部は、(公社)栃木県産業資源循環協会の組織の一員として、協会が実施する事業への参加・協力及び全国産業資源循環連合会青年部協議会等の事業に参加するなど、部員の人材育成に積極的に取り組んでいます。令和5年4月30日現在、27名の部員がありますが、より多くの方に入会いただき、部員の資質向上と連携強化を図ることにより、貴社におかれましても発展の一助になると考えております。是非、御入会頂きますようお願いいたします。

TEL028-612-8016

令和5年度（第19期生）産業廃棄物処理業経営塾 募集

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手になると思われる企業の経営責任者や将来の幹部候補職員を対象として、広域な知識、見識が求められる産業廃棄物の処理業の経営について、全国の水準を高める役割を担う人材を育成することを目的に「令和5年度 第19期産業廃棄物処理業経営塾」を開講することとなりました。申込みを希望する方は、産業廃棄物処理事業振興財団のホームページから所定の入塾願書をダウンロードするか、当協会にパンフレットが置いてありますので御連絡ください。TEL 028-612-8016

1. 日程 令和5年6月～令和6年1月（8か月間）

2. 講義時間期 10時30分～16時（通常時間）

3. 講義数 26講義 + 合宿研修（2回）+ 施設見学

4. 会場 【講義会場】公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団内 会議室
東京都港区虎ノ門1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル10階

【合宿研修】○夏季合宿研修 ホテルプラザオーサカ

大阪府大阪市淀川区新北野1-9-15 TEL06-6303-1000

○秋季合宿研修 クロス・エーブ梅田

大阪府大阪市北区神山町1-12 TEL06-6312-3200

5. 受講料 55万円（税込）（受講料にはテキスト代、合宿研修費等が含まれています）

6. 応募締切 令和5年5月24日（水）

【お問い合わせ・願書提出先】

(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 TEL03-4355-0155 <https://www.sanpainer.or.jp>

令和5年度

オンデマンド講習開始！

「建廃のリサイクル」を新たに追加！

建設現場従事者の

産業廃棄物・汚染土壌 排出管理者講習会



令和3年度リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰国土交通大臣賞 受賞講習
【定期講習】

日 程：2023年5月25日(木)、9月22日(金)、2024年1月19日(金)

時 間：10:00～17:00

受 講 料：10,000円(テキスト、書籍代含む)

C P D S：6 unit

場 所：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団・・・東京・虎ノ門駅前

【オンデマンド講習】 定期講習の開催毎に、下表の講習内容を配信します

日 程：配信開始は未定です。 事前の申込は受け付けています。

受 講 料：3,000円(書籍は別途販売)

講 習 の 内 容	定期講習	オンデマンド 講習
建廃の取扱いルール <ul style="list-style-type: none">●建築物の解体、改修工事のルール●解体工事における留意すべき廃棄物	○	○
廃棄物処理法の概要 <ul style="list-style-type: none">●産廃の保管・運搬・処分の基準、委託基準●掘削・土木工事における留意すべき廃棄物	○	○
現場管理の注意点 <ul style="list-style-type: none">●法違反・トラブル事例とリスク管理●元請業者の役割	○	—
汚染土の取扱い <ul style="list-style-type: none">●土壤汚染対策法の概要、汚染土壌の搬出●残土問題、工事排水等関連法令	○	—
建廃のリサイクル <ul style="list-style-type: none">●新築・解体に伴う建廃の種類と現場分別●建廃のリサイクルの推進	○	○

注：○印が「定期講習」「オンデマンド講習」各々で受講できる内容

出張講習（講師派遣）もいたします

<受講申込先・問合せ先>

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 講習会事務局

電 話：03-4355-0155

E メール：seminar@sanpainer.net.or.jp

ホームページ：<https://www.sanpainer.net.or.jp/>（産廃情報ネット）

建設現場従事者の産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会のご案内・申込書

申込書 FAX 03-4355-0156	講習会事務局 児玉(コダマ)宛	
定期講習: 受講日 令和 年 月 日	オンデマンド講習 (受講予定の方は○印をつけてください)	
ふりがな お名前	ご連絡先 TEL	都道府県名
(御社名)	ご連絡先 メールアドレス	

切取り不要（このままの用紙で、FAXしてください）

【お申込み】メールまたはFAXでお申込みください

(1) **メール → seminar@sanpainer.or.jp**

コース名、受講日、氏名、電話番号、都道府県名、御社名を記入して送信してください。

(2) **FAX → 03-4355-0156**

コース名、受講日、氏名、電話番号、メールアドレス、都道府県名、御社名を記入して送信してください。

※満席の場合は、次回のご案内となります。

【定期講習】

会 場: (公財)産業廃棄物処理事業振興財団(下図のとおり東京・虎ノ門駅前です。)

受 付: 講義の30分前より受付を開始します。

受講料: 受講料は当日払いとします。

※ 継続学習制度(CPDS)の認定講習会です。

(一社)全国土木施工管理技士会連合会)

※ 修了証、車両用シール、ヘルメット用シールを授与

※ ご希望に応じて、修了者の氏名、社名等を当財団のホームページに掲載します。

◆ 出張講習のご案内 ◆

- おむね受講者10名以上で講師を派遣します。
- 会場(会議室等)は申込者様にてご用意願います。また、講師の交通費、日当をご負担いただきます。
- 開催条件に応じて CPDS の認定が可能です。ただし、社内研修と見なされる場合は認定できません
- 講習終了後(受講者数確定後)に受講料を請求しますので、受講者数が未確定でも開催できます。
- 受講料、講義内容・時間・受講者数等については、お気軽にご相談ください。



書籍



書籍



○車両用シール
(226×125mm)
○ヘルメット用シール
(45×70mm)

【オンデマンド講習】

●講習ビデオをダウンロードして受講できます。

●料金支払後(振込後)ダウンロードが可能となります。

※配信開始日、受講手続の詳細等については、後日、講習会のホームページなどでご案内します。

※書籍は別途販売となります。

※CPDS の認定講習には該当しません。

【講師紹介】

島田 啓三: 前 建設廃棄物協同組合理事長

浅尾 洋和: (株)エコワスプラント 代表取締役社長

橋立 健司: (一財)先端建設技術センター 企画部
グループマネージャー

片山 和俊: 前 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団
講師



最寄駅: 東京メトロ銀座線 虎ノ門駅(9番出口)より徒歩1分
東京メトロ千代田線・日比谷線・丸ノ内線 銀河駅より徒歩5分
都営地下鉄三田線 内幸町駅より徒歩5分
JR線・都営浅草線 新橋駅(日比谷出口)より徒歩10分

駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

講習会事務局 児玉(コダマ)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-18 ヒューリック虎ノ門ビル 10 階

TEL: 03-4355-0155、FAX: 03-4355-0156

HP: <https://www.sanpainer.or.jp/service03.php?id=47>

Email: seminar@sanpainer.or.jp

～会社訪問～

《会社訪問》 今回は、贊助会員の **コベルコ建機日本株式会社** に訪問しました。

1 会社概要

会 社 名：コベルコ建機日本株式会社 宇都宮営業所・宇都宮工場

代 表 者：所長 諏訪 光則

住 所：栃木県宇都宮市今宮 4-18-9

TEL 028-658-0611 FAX 028-658-0231

ホームページ <https://www.kobelco-kenki.co.jp>

事業内容：建設機械等の販売、及びサービス業

2 主要商品

油圧ショベル（0.5t から 350t クラスまで展開）

アタッチメント（オカダアイヨン、オノデラ製作所、日本ニューマチック工業、ユタニ工業など）

3 事業概要

建設機械販売：油圧ショベル、ミニホイールローダ、その他（建設用機械器具等）

建設機械整備：特定自主検査（車両系建設機械）、メンテナンス、修理

4 会社からひと言

1930 年、神戸製鋼所が国産の建設機械第 1 号機となる電気ショベルを製造し、私たちの歴史はスタートしました。1960 年に大久保工場を設立し、建設機械の製造を開始。1999 年に資本・経営参加を行っていた油谷重工、神鋼コベルコ建機、神戸製鋼所の建設機械部門が統合し、現在のコベルコ建機（株）が誕生しました。

コベルコ建機は、「ユーザー現場主義に基づき、真に価値のある商品、サービス、情報を提供することで顧客の満足に応えると共に、豊かな社会の建設に貢献する。」という経年理念の下、販売力・商品力・サービス力の向上に努めております。

特にコベルコ建機独自の「iNDr エンジン冷却システム」は、産業廃棄物処理現場でお悩みの方が多い粉塵によるオーバーヒートに効果を発揮します。

また、0.45 m³、0.7 m³クラスの油圧ショベルに装着可能な「倒立シリンダー」は、バケットシリンダーを反転した構造になっており、シリンダーロッドの損傷を軽減します。

ご興味がありましたらお気軽にお問い合わせください。



《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



前回の宿題は、違反と罰則についてでしたね。
では、さっそく確認してみましょう。

宿題Q、事業者に関する行為について、罰則の対象になる行為には「○」、罰則は規定されていない行為には「×」をつけなさい。

- a 立入検査を拒んだとき。
- b 報告徴収に対し虚偽の報告をしたとき。
- c 他人に産業廃棄物を委託し産業廃棄物管理票を交付した場合で、管理票交付状況報告をしなかったとき。
- d 特別管理産業廃棄物を生じる事業者が帳簿に記載せず、又は保管していなかったとき。
- e 管理票が回付されなかつたにもかかわらず必要な措置を講じなかつたとき。

【解説】

- a 立入検査を拒んだときは 30万円以下の罰金となるので正しい。(法第30条第7号)
- b 報告徴収に対し虚偽の報告をしたときは 30万円以下の罰金となるので正しい。(法第30条第6号)
- c 管理票交付状況報告をしなかつたときについては罰則の規定はない。ただし、管理票そのものを交付しなかつたときは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。(法第27条の2第1号)
- d 特別管理産業廃棄物を生じる事業者が帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保管していなかつたときは 30万円以下の罰金となるので正しい。(法第30条第1号)
- e 管理票が回付されなかつたにもかかわらず必要な措置を講じなかつたときについては罰則の規定はないので誤り。ただし、法第12条の6第1項の勧告を受け、勧告に従わざ公表された後において、なお、勧告に係る措置をとらないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命令されることがあり、この命令に従わなかつた場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。(法第27条の2第11号)

正解 a○、b○、c×、d○、e×

解説に書きましたとおり、法律で規定されている事項でも違反しても罰則は無し、という条文もあります。そういう規定はたいていは「振れ幅が大きい」というか「程度問題」という内容でいわば行政に裁量権があると言ってもいいでしょう。行政指導の結果、それに従ってくれればそれでよし。従ってくれないようなら、次のステップに進む、といった感じです。

なお、立入検査拒否や虚偽の報告は最高でも「30万円以下の罰金」と聞いて「たいしたことない」と思った人は居ないとは思いますが、もし、許可業者が30万円と言えども廃棄物処理法違反で罰金になった場合は、欠格要件となり許可は必ず取り消されてしましますので、十分に注意して下さい。

～廃棄物処理問題～

では、もう一つ違反と罰則の問題を。

Q、法人重課（両罰規定）の量刑が「3億円以下の罰金」の対象とならないのは、次のうちどれか。

- (1) 不法投棄
- (2) 不法焼却
- (3) 無許可営業
- (4) 無許可処理施設設置
- (5) 無確認輸出

【解説】

廃棄物処理法の罰則は、不法投棄の頻発やその社会問題化を受けた累次の改正において強化され、不法投棄の件数・量の減少などに一定の成果を挙げてきた。

一方で、依然として多くの不法投棄が行われているほか、罰則の上限を超えて不当利得を得る事案が存在するなど、廃棄物の処理をめぐる法違反はいまだ跡を絶たない。

このような状況を踏まえ、不法投棄、不法焼却、無確認輸出、無許可営業及び許可の不正取得に係る法人重課の量刑が3億円以下の罰金に引き上げられた。（法第32条第1項第1号）

（4）の無許可処理施設設置にも両罰規定はあるが、法第32条第1項第2号にあたり、こちらは「各本条の罰金刑」となる。無許可処理施設設置の本条は法第25条第1項第8号であるから、「1000万円以下の罰金刑」である。

正解（4）

違反の実行行為者は、必ず自然人（生身の人間）です。機械が人間の操作抜きで犯罪を犯すことは無いでしょう。最近は「A I の犯罪」等サスペンスドラマでは聞かれますが、さすがにその行為も（少なくとも現時点では）、人間がプログラムを組んでいるからこそ違反行為を行うのでしょう。

会社はまさに「法人」で、法律上は人間と同じような権利を認められる存在ですが、「法人」だけで犯罪は起こせないでしょう。実際の行為としては、生身の人間が悪いことをする訳です。しかし、その違反が「会社ぐるみ」「組織的な犯罪」と見なされるような状況であると会社、法人に対しても罰則が適用されます。

法人は生身の人間ではありませんから、牢屋に入れることは出来ず、したがって懲役、禁錮という刑は無く、罰金となります。

当問題と解説のとおり、「罰則の上限を超えて不当利得を得る」ことができるような違反については、法人重課（両罰規定）はとても重くしています。

さて、こここのところ重たい問題が続きましたので、今回の宿題は「法律の規定」ではない問題としましょう。

宿題Q



専ら再生の目的となる廃棄物のみの収集運搬を業として行う者は業許可が不要であるとされているが、通常、この「専ら再生の目的となる廃棄物」として取り扱われていない廃棄物は、次のうちどれか。

- (1) 古紙
- (2) くず鉄
- (3) 古纖維
- (4) コンクリートくず
- (5) あきびん類



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104-0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階
TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column
—コラム—

○フランスの再生可能エネルギー導入促進法

フランスは海上風力発電、太陽光発電の導入促進のために、2023年3月12日新法律を施行しました。原子力発電が多いフランスでは、ドイツ等に比べて再生可能エネルギーの導入が遅っていました。海上風力については地元自治体の協力や生態系への影響防止が必要であり、手続きが煩雑となっているのは日本と同じです。また太陽光発電についても、場所の確保が必要です。そこで、これらの課題を解決し、訴訟リスクを軽減するための法整備を行ったものです。総論として温暖化対策には賛成しても、各論の施設設置になると理解が得にくいという状況は、日本でも同じです。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/b1b61052873729b0.html>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年4月24日掲載)

○GX脱炭素電源法の概要

再生可能エネルギー導入の促進と原子力発電の活用を進めるため、脱炭素電源法が閣議決定され、今国会に提出されています。

ロシア・ウクライナ戦争により、エネルギー供給に不安が生じ、電気代も上昇しています。政府は、さらなる再生可能エネルギーの導入と原子力発電の活用のため複数の法律を一括して改正する法案を国会に提出しました。再生可能エネルギーの導入にどれだけのポテンシャルがあるのか、原発の安全性は大丈夫なのか。今年の夏は乗り切れるのか。低炭素・脱炭素という言葉が躍りますが、先行きの不透明感はぬぐえません。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230228005/20230228005-1.pdf>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年4月17日掲載)

○CRM（重要原材料）確保のためのEU規制

2023年3月18日、欧州委員会は、重要原材料（critical raw materials : CRM）の確保のための規制案を公表しました。

CRM（重要原材料）は、半導体、燃料電池、水素技術などに欠くことができない原料であり、その供給源が中国などに偏っているため、安定供給が困難となるリスクがあるものです。各国の企業がどんなに技術開発をしても、製造原料が不足すれば意味がありません。そこで、EUはその安定供給のための規制開始に取り組んでいます。資源の囲い込み政策といえます。具体的には、EU内での採掘・加工を進めるとともに、リサイクルによって回収した再生資源の域外流出を防止する内容です。再生資源の確保は、国家戦略に変わりつつあります。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/be46d970feeb9114.html>

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/03/eab5ea03d404a8e0.html>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年4月10日掲載)

○アスベスト事前調査資格者の一部変更

環境省は2023年3月14日、アスベストの事前調査の資格者が必要になる範囲変更について、大気汚染防止法施行規則改正のパブリックコメントを開始しました。

アスベストに対する規制強化により、2023年10月1日から建築物のアスベスト事前調査をするためには「石綿含有建材調査者」の資格が必要となります。今回の規則改正案では、資格者が必要となる範囲について、石綿等が使用されているおそれが高いものとして環境大臣が定める工作物以外の工作物の解体等の作業に係る事前調査については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業を伴うものに限るとされています。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220073&Mode=0>

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000250204>

(佐藤泉法律事務所ホームページ 令和5年4月3日掲載)

ワンポイント 安全衛生

二階堂労働安全コンサルタント事務所
CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久



テールゲートリフターによる荷役作業についての「特別教育」を義務化

令和5年3月、産業廃棄物業に関する労働安全衛生規則などの改正がありました。

陸上貨物運送事業における労働災害の発生件数は増加傾向にあり、特に荷役作業に係る労働災害が多発していることを踏まえ、「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会」(陸労防協会)の報告書等を踏まえて、荷役作業時の墜落・転落防止災害の充実強化について検討を行い、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の規定について所要の改正を行われました。

主な改正内容は次の3つです。

- ① 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大
(労働安全衛生規則第151条の67関係)
- ② 保護帽の着用 [※保護帽とはヘルメットのこと]
(労働安全衛生規則第151条の74関係)
- ③ テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化
(労働安全衛生規則第36条第5号の2及び安全衛生特別教育規程第7条の4関係)

細部事項の概要は、次のようになります。

- ①-1 荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものとしたもの。
- ①-2 昇降設備の設置対象となる箇所に、「床面と荷台との間」を明記したもの。
- ①-3 「昇降設備」には、
 - (1)踏み台等の可搬式のもの(図表1、図表2)。
 - (2)貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等を含むもの。

昇降設備の構造は、手すりのあるもの、踏板に一定の幅や奥行きのあるものが望ましいこと。また、貨物自動車に設置されている昇降用のステップにあっては、乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のもの等が望ましいこと(図表3)。

図表1 可搬式の踏み台



図表2 参考：踏み台(↓) 図表3 三点支持(→)



～ワンポイント安全衛生～

- ①-4 テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合にあっては、当該テールゲートリフターについても、昇降設備として認められるもの（図表4）。
なお、テールゲートリフター製造者がテールゲートリフターの動作時に作業員の搭乗を認めていないにもかかわらず、当該テールゲートリフターの動作時に労働者を搭乗させることは、安衛則151条の14の主たる用途以外の使用に当たる場合があること（図表5）。

図表4 ○昇降設備（リフターを停止で使用）



図表5 ✗昇降設備（動作中）



- ②-1 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの。「荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの」には、あおりのない荷台を有する貨物自動車並びに平ボディ車及びウィング車が含まれるものであり、バン（荷台の四方が囲まれた箱形のもの（ウィング車を除く。）等は含まれないものであること。
- ②-2 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの。
- ③-1 特別教育の対象は、荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務とした。
- ③-2 特別教育の内容は、下表に掲げる学科4時間以上及び実技2時間以上とする。

図表6 特別教育のカリキュラム（安全衛生特別教育規程 第7条の4）

【学科】科目	範囲	時間
テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフター（安衛則第三十六条第五号の四の機械をいう。以下同じ。）の種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
【実技】テールゲートリフターの操作の方法		2時間

以上は改正の一部ですので、詳しくは「貨物自動車における荷役作業時の墜落”転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行について（基発0328第5号、令和5年3月28日）」を参照してください。

CSP労働安全コンサルタント（Certified Safety Professional Consultant）とは、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

～相談事例～



こんな時、どうするの？ 残置物の処分

今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

当社は建築、解体の事業をやっていて、解体前の事務所に残ったテレビなどの家電を市のごみ処理施設に持っていくなら、処分を断られ協会を紹介されました。当社は、解体を主にやっているため、産業廃棄物や一般廃棄物の許可はありません。運んできたものは、テレビ、トースター、ドライヤーなどの家電です。これから、どうしたら良いですか。

(協会)

解体前の事務所に残った家電は産業廃棄物に該当しますが、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの4品目であれば家電リサイクル法に、小型家電 28 品目であれば小型家電リサイクル法に、そのほかの電気製品は通常の産業廃棄物として廃棄物処理法に基づいた処分になります。従って、テレビの処分については郵便局でリサイクル券を購入し、市が指定する指定取引場所に持ち込み、トースターやドライヤーなどの小型家電は認定事業者に引き渡し処分することになります。ただし、小型家電については通常の産業廃棄物として処分することもできます。

(相談者)

自分は事務所を解体する前に残っている家電類を運んだところですが、指定取引場所に運ぶだけの場合でも許可が必要になるのですか。

(協会)

解体物とは違って残置物は他人の廃棄物です。他人の物を運搬するには「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可が必要になります。家庭などから出る産業廃棄物以外の一般廃棄物は、市町村の許可を受けて運搬します。また、事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、県などから産業廃棄物の処理業の許可を受ける必要があります。

(相談者)

自分は解体が主で、現在、一般廃棄物、産業廃棄物のどちらの許可もないのですが、トラックに積んである家電はどうしたら良いでしょうか。

(協会)

家電は家電リサイクル法により処分することになりますが、先ほど申し上げた通り運搬する場合でも、産業廃棄物の処理業の許可は必要になりますので、元の場所に戻し、発注者、元請業者と処理について相談すると良いと思います。

(相談者)

解体時に発生する物は自分の責任において処分していますが、残置物は事業活動をしていた人の物ですね。解体する時に邪魔だったので、関係者に相談せず率先して自分が動いたので、元あった場所に取りあえず戻します。

(協会)

解体を主にやっていることですが、解体の場合は元請業者が排出事業者になります。あなたが解体を下請けで行っていた場合、排出事業者は元請になり、下請けが解体物を運搬する場合は産業廃棄物の収集運搬の許可が必要になります。元請けさんなのですね。

(相談者)

そうです。住宅の解体を引き受けることもあります。その時に家庭用冷蔵庫があったらどうしたらいいですか。

(協会)

今回は事務所の残置物のことでしたから、産業廃棄物の収集運搬の許可を受けて事業を行っていた人から受託する必要があったのですが、一般家庭の住居に残った残置物は一般廃棄物に該当します。つまり、居住者の廃棄物ですから本来居住者が処理すべきものです。居住者から処理を受託するには一般廃棄物の処理業の許可が必要になります。たとえ産業廃棄物の許可があっても、一般廃棄物処理業の許可がないと処理できませんのでご注意ください。

ボランティアで清掃活動をしている皆さま

栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトに 皆さまの清掃活動を登録しませんか？

栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトは

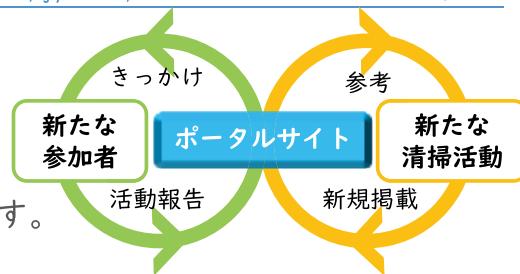
ごみ拾いなどの清掃活動の取組の輪を広げたい！

そして、栃木の森里川湖から海洋に流出するプラごみゼロ！

という目的で始まった栃木県のホームページです。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/jyunkan/seisoukatudoutourokuseido.html>

清掃活動の輪を広げるため、
皆さまのご協力が必要です！
この機会に、ぜひ、登録をお願いします。



掲載団体になるには …

活動の頻度、内容、ひとことPR等を記載した「掲載申請書*」を提出してください。

清掃活動を実施したら …

拾ったごみの量、参加者の声等を記載した「活動報告書*」を提出してください。

*「掲載申請書」「活動報告書」の様式は、県ホームページにございます。

*… * 揭載団体 (R5年4月末現在) *…
宇都宮海さくら/宇都宮市河川課/宇都宮大学環境改善学生サポーターECHO/海と日本プロジェクト in 栃木県/奥日光清流清湖保全協議会/上稲葉・自然を守る会/サンエコサーマル株式会社/鈴運メンテック株式会社/株式会社セルクリーンセンター/株式会社ダイセキ 関東事業所/公益社団法人栃木県産業資源循環協会 青年部/栃木県なかがわ水遊園（公益財団法人栃木県農業振興公社）/那珂川をきれいにする会/仲田総業株式会社/那須塩原市立塩原小中学校/日本サーファクタント工業株式会社/ハートランドまちづくり隊/ふれあいの森伊勢崎/株式会社ハ幡/渡辺産業株式会社 ※50音順

栃木の森里川湖清掃活動等ポータルサイトへのご協力感謝申し上げます。



お問い合わせ・申請書等提出先

栃木県 環境森林部 資源循環推進課 企画推進担当
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20
電話番号 028-623-3228 FAX 028-623-3113
E-mail puragomizero@pref.tochigi.lg.jp



栃木県から各種報告書提出のお知らせ



6月は各種報告の提出月です。期限内の報告に御協力ください。

1 産業廃棄物処理業実績報告

- 対象者 本県の許可を有する全ての産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者
- 報告内容 令和4（2022）年度における産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分の実績
- 提出期限 6月30日（金）

2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告書

- 対象者 令和4（2022）年度に（二次マニフェストを含む）産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した全ての排出者
- 報告内容 産業廃棄物管理票の交付等の状況
- 提出期限 6月30日（金）

3 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び処理計画実施状況報告書

① 産業廃棄物処理計画書

- 対象者 令和4（2022）年度の産業廃棄物の排出量が1,000t（特別管理産業廃棄物は50t）以上の排出者
- 報告内容 令和5（2023）年度における産業廃棄物の処理計画

② 処理計画実施状況報告書対象者

- 対象者 令和4（2022）年度の産業廃棄物処理計画書を提出した多量排出事業者
- 報告内容 令和4（2022）年度の産業廃棄物処理計画の実施状況
- 提出期限 ①②ともに6月30日（金）

提出先及び問い合わせ先一覧

提出先（取扱窓口）	住所及び電話番号	管轄市町
1 県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川 51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
2 県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町 116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、上三川町
3 県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町 2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
4 県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堺米町 607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
5 小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市大塚 3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、壬生町、野木町
6 資源循環推進課 審査指導班	〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 TEL 028-623-3154	宇都宮市（収集運搬業） 栃木県以外

※ 報告1、2は、インターネットからも報告ができます。

https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

栃木県環境森林部資源循環推進課（課名が、廃棄物対策課から変更になりました。）

審査指導班 TEL 028-623-3154

～行政ニュース～

ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の適正な処理の推進に関する 特別措置法に基づく保管及び処分状況等の届出について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、
ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、法令で定める処分期間内にその処分を
委託しなければならないとされており、それに伴って、P C B廃棄物を保管する事業者
及び一部の高濃度P C B使用製品を所有する事業者は毎年度、前年度における保管及び
処分の状況を届け出ることが義務付けられています。

届出対象者の方は、下記に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所宛てに
届出書を提出してください。

1 提出書類

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書【様式第一号（一）】

※ 様式のひな形は県ホームページに掲載しています。

・<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu pcb-hp.html>

(2) 添付書類

ア 保管しているP C B廃棄物や使用しているP C B製品の写真（A 4用紙に貼付）

※ 過去に提出済みで保管場所等に変更がない場合は、不要（「参考事項」欄に「写真提出済」と記載）。

イ P C B廃棄物を保管している場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者であることを証する書類の写し

※ 責任者に関する講習を受講されている方は、修了証の写しを添付してください。

これから講習を受講する場合は、特別管理産業廃棄物管理責任者の職及び氏名欄に「受講予定」と
記載してください。

ウ P C B廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票（又はD票）の写し

2 提出期限：令和5（2023）年6月30日（金）

3 提出先・提出部数

提出先：「5 提出、問合せ先」に記載した各区域を管轄する環境森林（管理）事務所

提出部数：2部

提出方法：原則郵送

※ 電子申請も可能です（県ホームページの「栃木県電子申請システム」から利用できます。）。

・https://apply.e-tumo.jp/pref-tochigi-u/offer/offerList_initDisplay.action

4 その他留意事項

記載にあたっては、下記の留意事項を御参照ください。

- P C Bを含有した電気工作物を使用している場合は、電気事業法に基づき、関東東北産業保安監督部へ
届け出てください。【関東東北産業保安監督部電力安全課（048-600-0387）】
- 低濃度P C B使用製品は、法に基づく届出義務はありませんが、提出をお願いします。
- 既に処分期限が到来している高濃度P C B廃棄物（変圧器・コンデンサー：令和4年3月末まで、
安定器等：令和5年3月末まで）の保管が明らかになった場合、大至急、下記まで連絡してください。

5 提出、問合せ先

	名 称	住 所・電話番号	管轄区域
問合せ 届出の提出	県西環境森林事務所 環境対策課	〒321-1263 日光市瀬川51-9 TEL 0288-23-1000	鹿沼市、日光市
	県東環境森林事務所 環境対策課	〒321-4305 真岡市荒町116-1 TEL 0285-81-9002	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町、上三川町
	県北環境森林事務所 環境対策課	〒324-0041 大田原市本町2-2828-4 TEL 0287-22-2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さ くら市、那須烏山市、塩谷町、高根 沢町、那須町、那珂川町
	県南環境森林事務所 環境対策課	〒327-8503 佐野市堀米町607 TEL 0283-23-4445	足利市、佐野市
	小山環境管理事務所 環境対策課	〒323-0811 小山市犬塚3-1-1 TEL 0285-22-4309	小山市、栃木市、下野市、 野木町、壬生町
	資源循環推進課 廃棄物対策担当	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 TEL 028-623-3098	

PCB廃棄物の処分について

PCB廃棄物はPCB特別措置法で定められている期間内に
処分することが義務付けられています。

PCB廃棄物の処分期間

○低濃度PCB廃棄物：令和9（2027）年3月31日まで

○高濃度PCB廃棄物

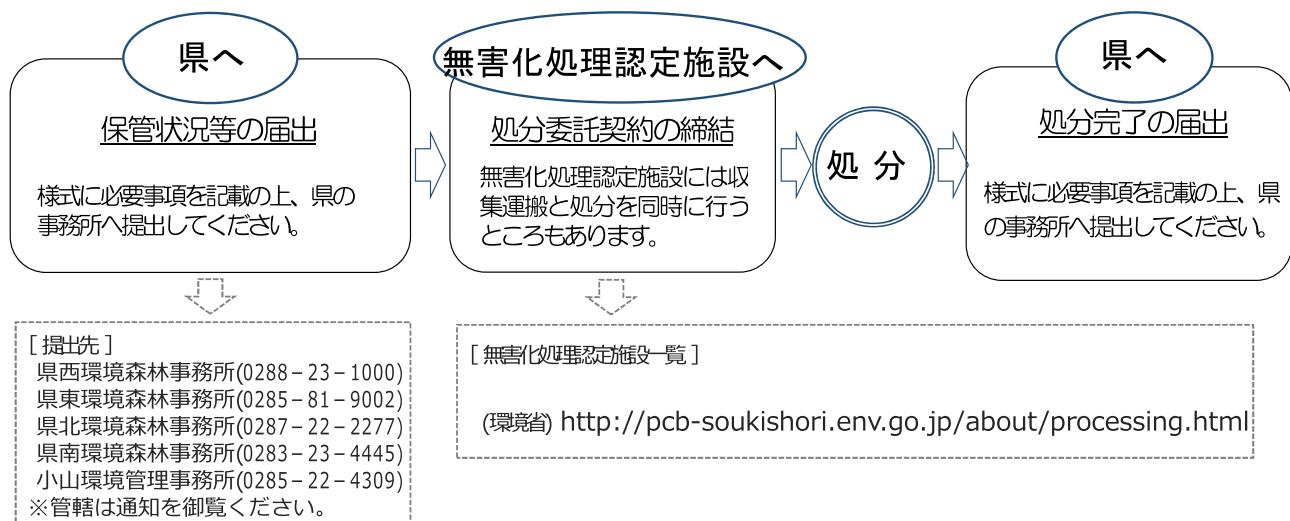
- ・変圧器・コンデンサー：令和4（2022）年3月31日/処分期限到来
- ・安定器・汚染物等：令和5（2023）年3月31日/処分期限到来

※高濃度PCB廃棄物の処分期間は、終了しています。

※処分期間までに処分がなされない場合は、PCB特別措置法に基づき、行政処分の対象となります。

低濃度PCB廃棄物の処分完了までの流れ

低濃度PCB廃棄物の処分は、全国の無害化処理認定施設等で行います。



※高濃度PCB廃棄物の処分は、中間貯蔵・環境安全事業（株）[通称：JESCO]が行っています。

PCB廃棄物の処分に対する支援制度があります。

PCB廃棄物の確認方法を公開しています。

○PCB廃棄物の処分に係る融資制度

日本政策金融公庫では、低濃度PCB廃棄物を含むPCB廃棄物の処分に必要な運転資金の融資を行っています。

(日本政策金融公庫)https://www.jfc.go.jp/finance/search/15_kankyouaisaku_t.html

(参考) 高濃度PCB廃棄物に関する中小企業等処理費用軽減制度

高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業は最大70%、個人は95%が軽減されます。

(JESCO)http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_03.html

環境省がホームページで確認方法を公開しています。

なお、県ホームページでも御案内しています。

(環境省)<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>
(栃木県)<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-hp.html>

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業^{の御案内}

温室効果ガスの削減を図るため、「太陽光発電設備及び蓄電池の導入」を補助します

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

2 補助対象設備（※1※2※3）

太陽光発電設備、蓄電池

- ※1 自家消費を目的とした導入であること
- ※2 未使用品の導入であること
- ※3 リース又はオンラインPPAによる導入の場合も補助対象となります。



3 補助額

【太陽光】

- ・太陽光発電設備出力（※）×5万円/kW «上限100kW»
※ 太陽光パネルとパワーコンディショナー出力のいずれか小さい値



【蓄電池】

- ・補助対象経費（※1※2）の1/3 «上限100kWh»
※1 補助対象経費：蓄電池本体、蓄電池用パワーコンディショナー及び工事費
※2 補助対象経費が次の価格以下であること - 容量：17.76kWh/台 以上の場合：19万円/kWh
- 容量：17.76kWh/台 未満の場合：15.5万円/kWh

4 募集期間

令和5（2023）年4月10日（月）～10月31日（火）

- ※1 申請開始日から先着順で受付、審査します。
- ※2 申請期間内であっても、補助枠を超える申請があった日をもって受付を終了します。
- ※3 受付終了日に複数の申請が提出された場合は、抽選によって選定します。

5 その他

交付決定前に事業着手（工事着工）した場合は対象外となります。

- ※ 契約・発注については、事業着手に該当しません。
ただし、本事業の実施要綱等の施行日（令和5年4月1日）以降の契約・発注に限ります。

〈問い合わせ先〉栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

詳細はHPへ

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL : 028-623-3297 FAX : 028-623-3259

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/jikasyouhitaiyoukou_zigousya.html



脱炭素社会づくり促進事業補助金の御案内

温室効果ガスの削減を図るため、「省CO₂設備の更新・導入」を補助します。

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等



2 補助対象設備

- ・照明LED化 (CO₂削減量年間10トン以上または電気使用量削減率50%以上等)
- ・空調の更新 (CO₂削減量年間10トン以上または電気使用量削減率20%以上等)
- ・工業炉、ボイラー等の更新 (CO₂削減量年間10トン以上またはCO₂削減率20%以上)
- ・コージェネレーションシステムの設置

3 補助上限額

- ・補助対象経費（※）の1/3 《上限額は以下のとおり》

※設計費・機器購入費・工事費（処分費は除く）

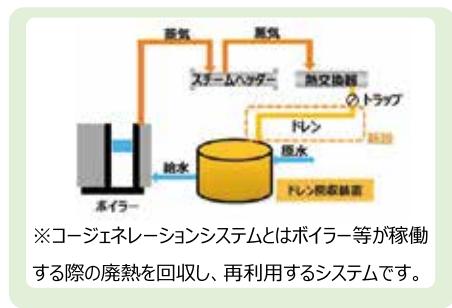
【照明LED化・空調・コージェネレーションシステム】

- ・100万円

【ボイラー】

- ・200万円（ガス）
- ・300万円（電気）
- ・100万円（上記以外）

R5からガスボイラー
上限額アップ！



※コージェネレーションシステムとはボイラー等が稼働する際の廃熱を回収し、再利用するシステムです。

4 募集期間

令和5（2023）年4月10日（月）～10月31日（火）

5 その他

- ・交付決定前に事業を実施（契約・発注）したものは対象外となります。
- ・更新した設備のみの電気使用量を計測する機器の設置が必要です。

〈問い合わせ先〉栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

詳細はHPへ [〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階](tel:0320-8501)

TEL : 028-623-3262 FAX : 028-623-3259

URL:<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>



ライフプランコラム 「いま、できる、こと」



「貯蓄から投資」ではなく、

「所得から貯蓄」と考える



「貯蓄から投資」のスローガン、さかのぼると、「銀行よ、さようなら。証券よ、こんにちは」という言葉が流行った1960年代前半から、ずっとと言われ続けているのかもしれませんね（苦笑）。最近は「貯蓄から資産形成」と少し言い方が変わり、若い人たちを中心に、つみたてNISAやiDeCoをはじめる人が増えている、そんな感じだと思います。

とは言え、未だ家計の金融資産に占める現金や預金の割合は半分以上、「貯蓄から投資」はまだ道半ばです。例えば、投資しない理由を尋ねると「まとまったお金がないから」、「ある程度、貯蓄ができたら」といった回答が並びます。そんなアンケート結果を見ながら、いつも思うのは、「貯蓄から投資」ではなく、「所得から貯蓄」と考えるべきではないか、ということです。どういうことなのか、ご説明しましょう。

さて、「貯蓄しないと投資できない」、そんな風に考える人はやっぱり、「投資」って聞くと身構えて、自分とは関係ない世界のことだって考えているのかもしれないですね。でも、よくよく考えてみると、若い人たちがはじめている、つみたてNISAやiDeCoって、「貯蓄から投資」ではなく、「所得から貯蓄」のための制度だと思うのです。所得の一部を「貯蓄」するために、つみたてNISAやiDeCoを利用する、こんな風に考えるべきではないか、ということです。

以前であれば、預貯金で「貯蓄」はできたわけですが、今や超低金利、預貯金だけではお金は増えない時代です。だから一足飛びに「投資」をすべき、というのではな

く、まずは「所得から貯蓄」の流れを作るために、つみたてNISAやiDeCoを利用しませんか、ということです。預貯金との比較で言えば、「証券貯蓄」と呼んでもいいかもしれません。

さらに、預貯金と「証券貯蓄」の違いとして、つみたてNISAやiDeCoでは「貯蓄」だけでなく、「投資の経験」も積み立てることができます。というのも、人生100年時代を生きていく上では、「貯蓄」だけでなく「投資の経験」を若いうちから積んでおくことも、とても大切だと思うからです。

冷静に考えると、今後、公的年金は制度として破綻することはないけれど、受け取る金額は減るかもしれません。そうなると、われわれ現役世代は70代や80代くらいまで「投資」に向き合う必要があると思います。そして、「投資の経験」とは、失敗や成功を積み重ねていくことで身につくもの。例えば、退職金という「貯蓄」ができる「投資」をはじめたけれど、うまくいかなかった、そんな人も残念ながら多いのです。若いうちから、「証券貯蓄」で積み立てた「投資の経験」が、人生100年時代で「投資」に向き合い続けるための金融リテラシーになる、私はそんなふうに考えます。

このように、つみたてNISAやiDeCoとは、「所得から貯蓄」の流れを作り、「投資の経験」も積み立てられる制度だと捉えるならば、「貯蓄しないと投資できない」というステレオタイプな思い込みも払拭できるのではないかでしょうか。ご参考まで。



* 当コラムは、現役世代の皆さんへ、「ライフプランを考える上では、今できることからはじめることが大切です」とのメッセージを込めて綴っているものであり、金融商品の販売や勧誘を目的としたものではありません。

栃木県内のまつり・イベント情報(5月・6月)

本物の出会い 栃木
Discover your Tochigi



期日	名称	市町名	場所(集合場所)	問い合わせ	TEL
4月中旬～5月31日(水)	板室温泉こいのぼり	那須塩原市	板室温泉地内那珂川河川敷 (那須塩原市板室)	黒磯観光協会	0287-62-7155
4月下旬～5月上旬頃	あわの城山つつじまつり	鹿沼市	あわの城山公園	ふる里あわのづくり協議会 (粟野商工会内)	0289-85-2281
5月	おお杉御田植祭	日光市	森友瀧尾神社 (日光市森友995)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月6日(土) ～10月28日(土) 毎週土曜日の20:45～	鬼怒川温泉百花繚乱花火 ～鬼怒川焰火～	日光市	鬼怒楯岩大吊橋 (日光市鬼怒川温泉大原)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月14日(日)	第43回 鹿沼さつきマラソン大会	鹿沼市	御殿山公園野球場、鹿沼市 街地(鹿沼市今宮町地内) ※鹿沼市役所北側	鹿沼さつきマラソン大会事務局	0289-63-2290
5月15日(月) ～6月4日(日)	あしかがフラワーパーク 「春のバラまつり」	足利市	あしかがフラワーパーク (足利市迫間町607)	あしかがフラワーパーク	0284-91-4939
5月17日(水) 9:00～(15分間)	延年の舞	日光市	日光山輪王寺三仏堂 (日光市山内2300)	日光山輪王寺	0288-54-0531
5月15日(月) 11:00～	湯立神事	日光市	清瀧神社 (日光市清瀧1-626-26)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月17日(水) 13:00～	【日光東照宮春季例大祭】 神事流鏑馬	日光市	日光東照宮表参道 (日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
5月18日(木)	【日光東照宮春季例大祭】 百物揃千人武者行列 (とちぎのまつり100選)	日光市	日光東照宮 (日光市山内2301)	日光東照宮	0288-54-0560
5月21日(日) 10:00～15:00 ※雨天中止	花まつり	那須塩原市	鳥ヶ森公園野外ステージ付 近(那須塩原市三区町636)	西那須野観光協会事務局 (那須塩原市西那須野支所 産業観光建設課内)	0287-37-5107
5月25日(木) 10:30～	滝尾稻荷神社講社大祭	日光市	滝尾稻荷神社 (日光市山内)	日光二荒山神社	0288-54-0535
5月27日(土)	鹿沼市政75周年記念 鹿沼さつき祭り協賛 未来への花 火	鹿沼市	・御殿山公園野球場19:20～ 19:35 ・鹿沼72カントリークラブゴル フ場19:30～19:50	鹿沼さつき祭り協賛花火大会 実行委員会事務局(鹿沼市 観光交流課)	0289-63-2281
5月27日(土)～6月5日 (月)	鹿沼さつき祭り	鹿沼市	・鹿沼市花木センター(鹿沼 市茂呂2086-1) ・JAかみつが鹿沼花木セン ター(鹿沼市奈佐原町584-1)	鹿沼さつき祭り実行委員会 (鹿沼花木センター)	0289-76-2310
5月28日(日)	大杉様の村回り ※詳細未定	日光市	吉沢地区(吉沢公民館) (日光市平ヶ崎439)	(一社)日光市観光協会	0288-22-1525
5月28日(日) 11:00～	荒沢不動尊護摩供養	日光市	裏見ノ滝 (日光市丹勢)	日光興雲律院	0288-54-0260
5月28日(日)	第35回那須殺生石御神火祭	那須町	殺生石 (那須町湯本)	(一社)那須町観光協会	0287-76-2619
5月28日(日) 11:00～12:00	金剛山火渡り修行	鹿沼市	金剛山瑞峯寺 (鹿沼市草久2239)	金剛山瑞峯時	0289-74-2401
6月1日(木) 6:00～17:00	初山祭(ペタンコまつり)	足利市	足利富士浅間神社 (足利市田中町)	足利富士浅間神社社務所	0284-22-4472
6月3日(土)～4日(日) 10:00～15:00頃	日光だいこくまつり ※詳細未定	日光市	日光二荒山神社 (日光市山内2307)	日光二荒山神社	0288-54-0535
6月8日(木) 8:30～	大日堂法楽	日光市	大日堂跡 (日光市久次良町1786)	日光山輪王寺	0288-54-0531
6月18日(日) 10:00～	中禅寺觀音講 ※詳細未定	日光市	日光山中禅寺立木觀音堂 (日光市中宮祠2578)	日光山中禅寺立木觀音	0288-55-0013

※イベント中止等の場合がありますので、お出かけの際は上記にお問い合わせください。

~栃木県立美術館からのお知らせ~

Kawashima Riichiro

川島
理一郎



川島理一郎 花 1920年代 株式会社大林組蔵

開館時間：午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：月曜日
観覧料：一般 900(800)円／大高生 600(500)円／中学生以下無料（）内は20名以上の団体料金
無料日：6月10日(土)、11日(日)、15日(木・県民の日)

主催：栃木県立美術館 後援：朝日新聞宇都宮総局、宇都宮コミュニティFM ミヤラジ、NHK宇都宮放送局、エフエム栃木、産経新聞社宇都宮支局、東京新聞宇都宮支局、とちぎテレビ、栃木放送、日本経済新聞社宇都宮支局、毎日新聞社宇都宮支局、読売新聞宇都宮支局

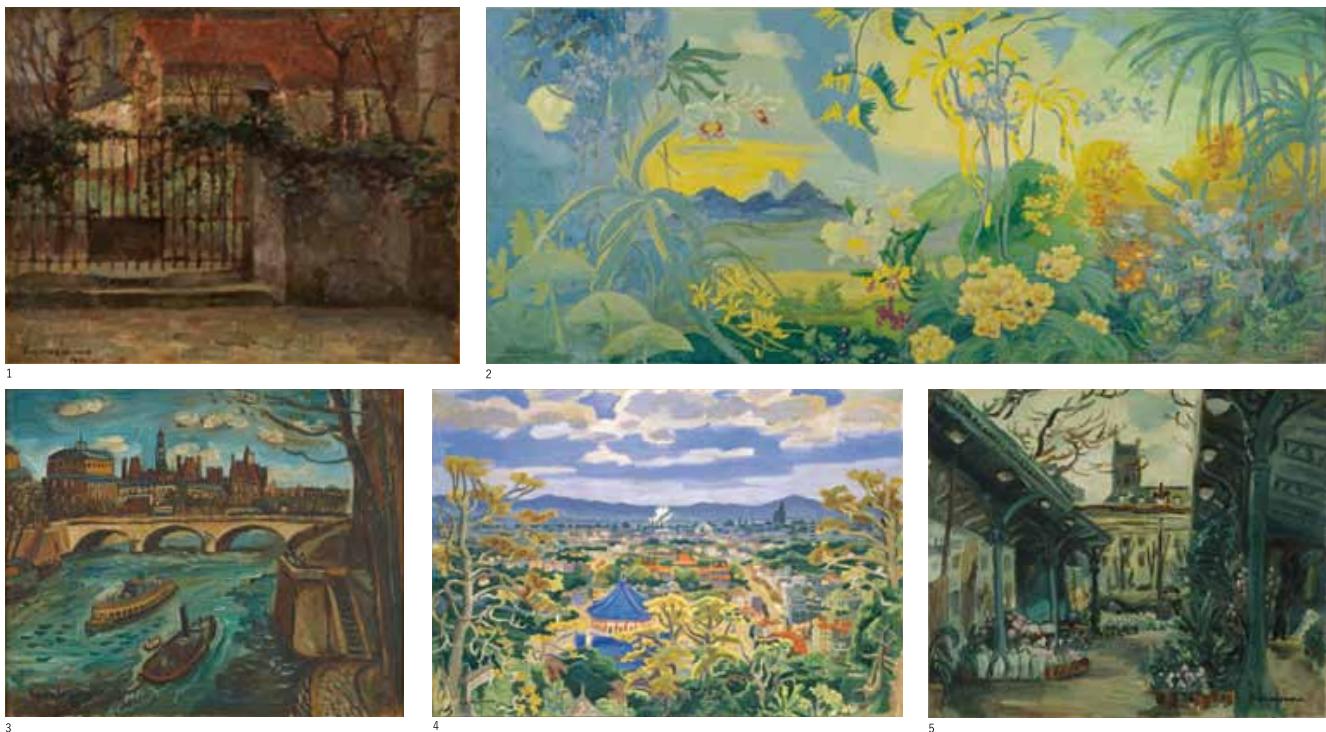
—描くことは即ち見ること

2023.4.15[土]～6.18[日]

理一郎展

栃木県立美術館
Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts
〒320-0043 宇都宮市桜4-2-7 TEL.028-621-3566
<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

～栃木県立美術館からのお知らせ～



足利市出身の画家・川島理一郎（1886-1971）の没後50年をむかえ、その画業を顕彰する回顧展を開催します。川島は若くしてアメリカに渡って美術を学び、フランスをはじめとするヨーロッパやアジア諸国、日本国内を旅して制作をしました。近代美術が新たに展開した20世紀初めのパリで、画家や文化人らと広い交友関係を結び、自身のスタイルを確立していきます。一方で優れた装飾感覚を發揮して、資生堂意匠部の嘱託員を務めるなどデザインの分野でも活躍しました。日本に帰国後は、「金曜会」という批評の場を主宰し若い画家たちを育て、国画会や日展、新世紀展などを中心に作品を発表し、画壇での影響力も持ちました。「描くことは即ち見ること」として対象に真摯に向かい描き出された作品には、自然の躍動やいきいきとした人々や街の姿が描き出されています。本展では、色彩豊かな滞欧期の作品から装飾図案、晩年の遊びかな抽象画を紹介し、川島の画業をたどります。

1. 風景 (門のある家) 1911年 個人蔵 2. 蘭花百態 1951年 栃木県立美術館蔵 3. セーヌ河の景 (ボンヌフ) 1926年 栃木県立美術館蔵 4. 広東大觀 1939年 足利市立美術館蔵 5. パリの花市場 1926年 丸紅株式会社蔵
6. 支那芝居 1924年 株式会社大林組蔵 7. 湖畔 1953年 ギャラリー碧蔵 8. カンカン 1960年代 原田庸一郎氏蔵 9. 雨と風の詩 1966年 栃木県立美術館蔵

川島 Kawashima Riichiyo 理一郎 展



[関連イベント]

担当学芸員によるギャラリートーク *事前申込み不要

日時：4月15日（土）午後3時30分

5月14日（日）、6月4日（日）各回とも午後2時—（1時間程度）

会場：企画展示室（当日の企画展観覧券が必要）

*新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、予定を変更する場合があります。
詳細については当館ホームページおよびSNSをご確認ください。

コレクション展 I
田崎草雲・小室翠雲
一関東南画の源流
4月15日（土）- 6月18日（日）

【宇都宮美術館のご案内】
とびたつとき 池田満寿夫とデモクラートの作家
第15回 宇都宮エスペール賞 藤原彩人展
像化 - 構造を施す捻り物 -
4月30日（日）- 6月18日（日）



栃木県立美術館

Tochigi Prefectural Museum of Fine Arts

T320-0043 宇都宮市桜4-2-7

TEL

028-621-3566

<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>



会員へのメール配信サービスを始めました。是非ご活用ください！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力

何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

【協会員の皆様へ】－許可証の変更等について－

当協会では、協会員の皆様からご提出いただいた許可証を基に会員名簿を作成し情報管理を行っております。この情報を基に、排出事業者等からのお問い合わせがあった際には住所や該当品目等に応じた会員の紹介を行っております。最新情報を正確に提供させていただくためにも、許可証等会員企業情報に変更があった際には変更届を送付いたしますので、当協会までご連絡ください。

氏名（法人にあっては名称又は代表者の氏名）又は住所もしくは事業所又は事業場の所在地を変更したとき（TEL又はFAX番号の変更も含む）

廃棄物処理法に基づく許可を追加取得、又は変更及び廃止したとき（許可証の写しを添付）

－編集後記－

初夏の陽射しに青葉が映えるころとなり、新入社員と思しきスーツ姿の若者が友と語らい帰宅する姿を見かけました。まだ定刻に帰宅できるのでしょうか。コロナ禍で友との語らいの場を持てなかつた若者たちが、マスクせずに同期と雑談する姿は微笑ましいものです。

人との接触を避けてきた3年余り、Web会議も浸透しつつ移動は最小限でした。アフターコロナ、血の通った社会をどう作っていくのか、世代を超えた課題です。

協会では、事業者の皆様から、「このようなごみなのですが、どのような処分ができますか？」という相談を受けています。事業の内容、発生の過程、発生量、頻度、性状などなど、電話口の担当者のどうしたいかを伺ってアドバイスします。今まででは、管理型埋立ては県外搬出一本でしたが、今年9月からは県内処分が可能になります。輸送時間も燃料も削減できますし、排出者は中間処理場や処分場を一日で見てまわれます。現場に行き、排出者、中間処理業者、処分業者の三人寄って新たな処分方法を思案できるのです。文殊の知恵を得られますように。

－事務局だより－

☆ 4月5日（水）

三役会が、栃木県立美術館普及分館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事が出席し、次回理事会等について協議しました。

☆ 4月10日（月）

関東地域協議会災害廃棄物委員会がWeb会議において開催され、加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長、中指事務局次長が出席しました。

☆ 4月11日（火）

令和4年度協会事業執行状況及び会計監査が栃木県立美術館普及分館において行われ、茂垣・手塚両監事から監査を受けました。

☆ 4月18日（火）

公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会がLEVEL XXI 東京会館において開催され、菊池会長、山口・神山・山本・加藤副会長、湯澤専務理事、大森事務局長が出席しました。